



平成 25 年 5 月 29 日

各 位

会社名	株 式 会 社 グ ロ ー ベ ル ス
代表者名	代表取締役社長 カーティス・フリーズ (コード：3528 東証第2部)
問合せ先	取締役 田端 正人 (TEL. 03-3470-8411)

### ストック・オプション（新株予約権）の付与に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 29 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 239 条の規定に基づき、ストック・オプションの実施を目的として、当社取締役、当社監査役及び当社従業員（当社執行役員を含む。）に対し特に有利なる条件をもって新株予約権を発行すること、並びに募集事項の決定を取締役に委任することについて承認を求める議案を、平成 25 年 6 月 26 日開催予定の定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

1. スtock・オプション制度を導入する目的及び有利なる条件による発行を必要とする理由  
当社取締役、当社監査役及び当社従業員（当社執行役員を含む。）に業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的とするものであります。
2. 新株予約権の内容
  - (1) 新株予約権の割当の対象者  
当社の取締役、当社の監査役及び当社従業員（当社執行役員を含む。）
  - (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
当社取締役、当社監査役及び当社従業員（当社執行役員を含む。）に割当て新株予約権  
当社普通株式 960 万株を上限とする。  
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。  
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
  - (3) 新株予約権の数  
960 万個を上限とする。  
なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は 1 株とする。  
ただし、前項（1）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。
  - (4) 新株予約権と引換えに払込む金銭  
新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。
  - (5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。  
新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立していない日を除く）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切上げ）とする。ただし、当該金額が新株予約権割当日の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回

る場合は、当該終値の価額とする。

なお、新株予約権割当日後に当社が株式の分割又は株式の併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日後に当社が普通株式の時価を下回る価額で普通株式を新たに発行する場合又は自己株式を処分する場合（新株予約権の行使による場合を除く）は、次の算式により行使価額を調整する。調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式で使用する「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」に読み替えるものとする。

上記のほか、新株予約権割当日後に当社が合併、会社分割、資本減少を行う場合、当社の資産を株主に分配する場合（期末配当及び中間配当を除く。）、その他行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合は、合理的な範囲で必要と認める行使価額の調整を行う。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権に係る付与決議の日より2年経過後の日から、当該付与決議の日より10年を経過する日までの間

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役の地位、当社の監査役の地位又は当社の従業員（当社執行役員を含む。）の地位にあることを要する。ただし、当社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。
- ② その他の行使条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」により定めるところによる。

(8) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を必要とする。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(10) その他の新株予約権の募集事項については、別途開催される取締役会の決議において定める。

(注) 上記の内容については、平成25年6月26日開催予定の当社定時株主総会において「取締役及び監査役に対して報酬として新株予約権（ストック・オプション）を付与する件」及び「当社取締役、当社監査役及び当社従業員（当社執行役員を含む。）に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件といたします。

以上